

平成25年5月の最高裁判所の上告棄却により最終確定した民事訴訟についてのニュースリリース

公益財団法人生長の家社会事業団

当法人創立者谷口雅春先生に「久遠天上理想国実現の神示」が天降られた日であります平成25年5月27日、最高裁判所は、第一小法廷の裁判官全員一致による決定を下しました。

この日、最高裁判所は、平成21年から争いとなっていた『生命の實相』等の著作権を主とする以下の民事訴訟について、知的財産高等裁判所の判決を全部不服とする宗教法人「生長の家」(以下「教団」と略称)と株式会社日本教文社の上告を棄却し、当法人及び株式会社光明思想社を全面的勝訴とし、教団らを全面的敗訴とする歴史的判決を最終確定させたのです。

第1事件

そもそも、『生命の實相』の著作権は、昭和21年1月8日、著者谷口雅春先生より、財団法人生長の家社会事業団設立の基本資産としてご寄付されています。

谷口雅春先生は、大東亜戦争の終戦直後、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、光明化運動の第二の発進宣言と言われる「生長の家社会事業団の設立」の十大項目を発表され、全信徒の協力を呼びかけられるとともに、『生命の實相』(聖詩篇・経典篇所収の『甘露の法雨』等の聖經を含む)の著作権及び私財を当法人設立のためご寄附されました。

この著作権のご寄附について、当時、東京都知事に「証明書」を提出されておられます。

更に、谷口雅春先生のご昇天後、昭和63年、ご相続人である谷口輝子先生、谷口清超先生、谷口恵美子先生の三先生の委任により、生長の家本部の顧問弁護士が代理人となり、著作権法に基づき、文部省の文化庁長官に対して、『生命の實相』及び『甘露の法雨』等の著作権が、谷口雅春先生より、財団法人生長の家社会事業団に、昭和21年1月8日譲渡された。」との登録申請が行われ、国の「著作権登録原簿」に明確に登載されました。

ところが、このように明確な谷口雅春先生のご遺志並びに谷口輝子先生、谷口清超先生及び谷口恵美子先生の三先生による著作権譲渡の手続を無視する暴挙が、秘密裡に行われていたことが発覚しました。

すなわち、昭和57年5月1日、『生命の實相』初版の発刊50周年を祝して、日本教文社から発行された初版革表紙『生命の實相』復刻版は好評のため刷り増しを重ねましたが、当法人の正式な許諾を得ることなく、何者かからの秘密の圧力により、印税(著作権使用料)が支払われなくなり、^{つい}終には、奥付の当法人理事長の検印も削除されていました。

そのことは、平成20年10月頃、信徒から贈呈された初版革表紙『生命の實相』復刻版の刷り増しを偶然見た関係者が、奥付に当法人理事長の検印が無く、著作権表示が当法人と異なる表示に改竄^{かいざん}されていることに気付いた次第です。

直ちに、日本教文社に対して、当法人代理人の弁護士より正式に内容証明郵便により照会したところ、最初の返答では「古いことなので資料がどこにあるかわからない、関係の担当者が退職しているので、回答に猶予をもらいたい」との内容でした。

ところが、次の返答は驚くべき内容でした。すなわち、「生長の家社会事業団は『生命の實相』の著作権者ではない。しかも、『生命の實相』のうち、頭注版と愛蔵版に限定して印税を受け取ることができるだけだ」という、暴論を返答してきました。

このため、当法人は、やむなく、東京地方裁判所に対して、株式会社日本教文社が、初版革表紙『生命の實相』復刻版の著作権表示の改竄と印税未払いを謝罪し、著作権侵害の損害を賠償すべきことを訴えました。(第1事件)(東京地方裁判所平成21年(ワ)第6368号事件)

なお、この裁判の途中で初めて明らかになったことですが、日本教文社は、初版革表紙『生命の實相』復刻版に引き続き、『生命の實相』第二巻の『久遠の實在』復刻版を発行していますが、この奥付に著作権者として当法人理事長の検印があるにもかかわらず、その印税は当法人に全く支払われていないことも判明しました。

しかも、日本教文社は、初版革表紙『生命の實相』及び復刻版『久遠の實在』復刻版の未払い印税について5年以上未払いの商事債権は既に時効だから支払う必要はないなどと社会的モラルの片鱗も無い厚顔無恥な主張を行いました。

第2事件

これに対して訴訟開始後、教団は、著作者の遺族も原告とさせ、当法人と光明思想社に対して、『古事記と日本の世界的使命—甦る『生命の實相』神道篇』等の各書籍の出版差止めと謝罪を要求するという民事訴訟を起こしました。

その主張は、端的に纏めれば、第一に、当法人は著作権者ではなく出版の企画や運営を独自に行うことができない。当法人の事業運営については、教団が“管理権”なるものを持っていて、その全面的支配統制に服従すべきであるというものであり、第二に、生長の家教修会で現総裁が公言し、教団出版の教修会記録でも一般に公表した“谷口雅春先生は、戦時中誤りを犯した。だから、終戦後の神示で、神様に叱られたのだ”という主張(暴論)に盲従して、谷口雅春先生は、戦後、国家観・天皇観を変更されたから、生命の實相神道篇の復活を許されなかったのだ。その発行は、著作者人格権を侵害するというものでした。これが第2事件(東京地方裁判所平成21年(ワ)第17073号事件)であります。

第3事件

出版社として許されない最大の罪悪である著作権侵害を行った不誠実な日本教文社に対しては、当然のことながら、著作権者である当法人は、すべての出版契約を解除しました。

それにもかかわらず、日本教文社は独占的出版権を今なお有しているなどと主張し、当法人と正式に出版契約を結んだ光明思想社に対して出版差止めの訴えを起こすという暴挙に出ました。これが第3事件(東京地方裁判所平成21年(ワ)第41398号事件)です。

以上 ~ が最高裁判所が上告棄却した事件ですが、これらの裁判途中で以下の仮処分申立事件も生じております。

仮処分申立事件 1

教団と、日本教文社は、第 2 事件及び第 3 事件につき、同じ内容について仮処分の申立も行ないましたが、東京地方裁判所は、教団と、日本教文社の言い分（被保全権利）を完全に否認する決定（東京地方裁判所平成 21 年（ヨ）第 22079 号事件）を行い、知財高裁も第 1 事件～第 3 事件の判決と同一日の決定により抗告を棄却し、確定しました。（平成 23 年（ラ）第 10003 号 著作権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件）

仮処分申立事件 2

平成 23 年 1 月、日本教文社は、出版契約がなくなっている著作物を違法であるにもかかわらず、「緊急避難」を名目に出版することを教団の最高首脳者会に報告し、公然と全国に通達しました。これに対して、当法人は、同年 1 月 2 日付内容証明郵便「明白な著作権侵害の犯罪行為の即時停止要求の通知」を発信しました。

同月 9 日、当法人と光明思想社とは東京地裁に差し止めの仮処分を申立て、同月 16 日、裁判所の斡旋により、日本教文社の違法発行差し止めの和解が成立しました。（和解内容は当法人の申立て内容のとおりであり、かつ、和解調書は、確定判決と同一の法的効力を有します。）（東京地裁平成 23 年（ヨ）第 22102 号 書籍発行差止仮処分申立事件）

～ の 3 つの事件は結果として併合審理となり、平成 23 年 3 月 4 日東京地方裁判所の判決が、平成 24 年 1 月 31 日知的財産高等裁判所の判決が出されました。 の仮処分申立事件 1 も同様の決定（地裁は申立却下、高裁は抗告棄却）が出されました。

知財高裁で完全敗北した教団及び株式会社日本教文社は、平成 24 年 2 月 14 日付で「同判決は全部不服であるから」として最高裁判所に上告しました。

同年 4 月 10 日、上告人らは、「上告理由書」等を提出しています。

最高裁判所第一小法廷は、裁判官全員一致により、平成 25 年 5 月 27 日、次の主文及び理由を決定し、同月 28 日、訴訟代理人宛に調書（決定）を送達し、同月 29 日訴訟代理人から当法人への通知を受けましたので、直ちに、全国の生長の家教区、道場及び海外の伝道本部等に、最高裁判所の判決を、ファクシミリ及び郵送により、通知いたしました。「裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各

項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年5月27日

最高裁判所第一小法廷

以上の最高裁判所の決定により、知的財産高等裁判所の判決（引用肯定された東京地方裁判所の判決を含む）が最終確定し、確定判決としての効力を生じました。

法と証拠に照らした各裁判所の厳正な審判により、教団と日本教文社による違法不当な要求は、ことごとく退けられました。

特に、現教団らによる「谷口雅春先生は、戦後、国家観・天皇観を変更された」との主張を否認する裁判所の重要な根拠として、谷口雅春先生著の『秘められたる神示』中の

「『生命の實相』の第十六巻に収録されてあつた『古事記』の講義なども発禁の運命を甘受しなければならなかつた。私は、日本國家の前途を思ひ、日本民族に課せられた運命を思ひ、泣くに泣けない悲しみの中に、眠られぬ幾夜を過ごしてみた（後略）」との御文章が、東京地方裁判所の判決書の「当裁判所の判断」（知財高裁も肯定。最高裁により最終確定）に堂々と引用・掲載され、谷口雅春先生のお考えが戦前・戦中・戦後も一貫して変わっていないことが証明されたことは、心ある人々に深い感銘を与えました。

当法人創立者谷口雅春先生は、その主著『生命の實相』、『聖經甘露の法雨』その他の著作物の著作権を、私有財産とされることなく、人類の至宝として永続的・恒久的に保全されるとともに国家社会の公益に貢献せんがために、公益法人である当法人の基本資産とされたのであります。

今回の判決は谷口雅春先生のこのような高貴な御志とご真意が、裁判所という公平中立な公的機関によって高く評価・尊重されたという事実が明らかとなり、社会的にも重大な意義を持つものです。

まとめ

最高裁判所の歴史的判決に当たり、住吉大神様のご守護と、ご支援・ご熱褻いただいた全国及び海外の信徒各位に心から感謝申し上げます。

当法人として、著作権に関する民事訴訟の遂行にあたり、尊師谷口雅春先生が日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、『生命の實相』及び『聖經甘露の法雨』等の著作権を基本資産として寄附されて当法人を設立された崇高なお志を体して、今後の各民事訴訟においても、谷口雅春先生ご譲渡の著作権を断固として護持して、使命実現に益々邁進する所存であります。